

航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、航空の安全を増進することを希望し、民間航空機の安全な運航についての共通の関心に留意し、民間航空製品が多国間において設計され、製造され、及び交換される傾向が生じていることを認識し、民間航空の安全に関する事項につき、協力を促進し、並びに政府の効率性及び経済性を高めることを希望し、技術上の検査、評価及び試験のための改善された手続により経済効率を促進することの可能性を考慮し、耐空性の認証並びに環境適合性の試験及び認証についての相互受入れに係る改善された手続が相互の利益となること並びに航空の安全の増進に関する他の分野についての相互受入れに係る手続の将来の進展により相互の利益が得られることを認識して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

- 1 「当局」とは、日本国にあっては国土交通省をいい、アメリカ合衆国にあっては運輸省連邦航空局をいう。
- 2 「耐空性の認証」とは、次のいずれかの場合において一方の当局が行う認証をいう。
 - a 民間航空製品の設計又は設計の変更が、当該一方の当局が定める基準に適合すると認められる場合
 - b 民間航空製品が、当該一方の当局が定める基準に適合すると認められた設計に適合し、かつ、安全な運航のための状態が確保されている場合
- 3 「民間航空製品」とは、民間航空機、航空機用発動機若しくはプロペラ又はこれらに装備される組立部品、装備品、材料、部品若しくは構成部品をいう。
- 4 「環境適合性の認証」とは、民間航空製品が、騒音又は排出燃料及び排出ガスに関する一方の当局が定める基準に適合する旨の認定をいう。
- 5 「環境適合性の試験」とは、両当局間で合意された手続により、民間航空製品が、騒音又は排出燃料及び排出ガスに関する一方の当局が定める基準に適合することを評価する手続をいう。
- 6 「認定」とは、試験の立会い、検査、資格審査、承認、監視等の活動の結果として、一方の当局が定める基準に適合するか否かを決定することをいう。

第二条

- 1 一方の締約国政府は、他方の締約国の当局が当該他方の締約国の法令及び次条に規定する実施取決めの条件に従って行った耐空性の認証を受け入れる。

- 2 この協定に従って実施取決めを交渉するに当たり、各締約国の当局は、一方の締約国の民間航空製品が他方の締約国の関係法令及び要件に定められた安全上及び環境上の品質に係る水準と同等の水準を満たすことを確保するため、民間航空製品のための耐空性の認証の相互受入れの条件を定めるよう努める。
- 3 両締約国政府は、第七条の規定に従ってこの協定を改正することにより、協力及び相互受入れを行う追加的な分野について合意することができる。

第三条

- 1 実施取決めは、各締約国の法令及び要件に適合したものとし、この協定の範囲内において当局間で締結される。
- 2 実施取決めには、特に次のものを含める。
 - a 定義
 - b 対象とされる特定の民間航空の分野の範囲に関する説明
 - c 耐空性の認証の相互受入れの条件
 - d 各技術分野について責任を有する各当局の内部機関を特定することによる説明責任に関する規定
 - e 耐空性の認証の相互受入れの実施における相互協力及び技術援助に関する規定
 - f 定期的な評価に関する規定
 - g 実施取決めの改正及び終了に関する規定

第四条

一方の締約国の当局は、すべての関係法令及び要件を他方の締約国の当局に常に通報しておく。

第五条

この協定の規定は、両締約国政府により、それぞれの締約国の法令及び要件に従って実施される。

第六条

この協定又は実施取決めの解釈及び適用についての意見の相違は、それぞれ、専ら両締約国政府間又はそれらの当局間の協議によって解決する。実施取決めの解釈及び適用についての意見の相違を当局間の協議によって解決することができない場合には、相互に受入れ可能な解決を見いだすため、外交上の経路を通じて両締約国政府間で協議を行う。

第七条

- 1 この協定は、署名の時に効力を生ずるものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対して六十日前に行う書面による通告によって終了させる時まで効力を有する。この協定の終了は、この協定に従って締結された実施取決めも終了させる。
- 2 この協定は、両締約国政府の書面による合意によって改正することができる。実施取決めは、両当局間の書面による合意により、終了させ、又は改正することができる。

第八条

千九百七十七年十一月二十九日にワシントンで交換された公文によって効力を生じた耐空証明の相互承認に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意は、第三条に規定する実施取決めを当局間で締結した後、両締約国政府が公文の交換によって終了させる時まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千九年四月二十七日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

アメリカ合衆国政府のために